平成２７年（フ）第２６２号
東京都北区浮間３丁目１番52―401
破産者　仲島　厚史
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６３号
東京都北区浮間３丁目１―52―401
破産者　仲島カルメン・仲島カルメンロングナノンこと　ナカジマ　カルメン　ロングナノン
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６７号
東京都北区東十条３丁目２－３―904
破産者　三本　一夫
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８号
東京都北区東十条３丁目２－３―904
破産者　三本　治美
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１号
仙台市太白区秋保町長袋字上台３番地
破産者　宮崎　月子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１９号
埼玉県川口市大字新井宿1105番地
破産者　有限会社三崎屋
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１８号
さいたま市西区大字飯田11番地１
破産者　有限会社菊池紙器工業所
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５８６号
千葉県松戸市紙敷1090番地
破産者　株式会社中央フーズ
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５８７号
千葉県市川市北国分３丁目16番15号　パインヴィラＢ102号
破産者　田中　孝教
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２１号
長野市大字安茂里8541番地65
破産者　有限会社広瀬電業
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８８号
大阪市中央区久太郎町１丁目５番31号
破産者　新装株式会社
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１４号
大阪市中央区釣鐘町１丁目１番１号
破産者　有限会社北近畿観光
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番１号　アルトゥーレ美浜518号
破産者　株式会社Ｖｉｓｉｏｎ
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８号
青森市大字横内字八重菊１番地
破産者　株式会社青森自然公園ねぶたの里
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６５６２号
東京都あきる野市二宮1538番地１、開始決定時の住所東京都八王子市西片倉２丁目32―９
破産者　齋藤　　憲
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８４号
東京都新宿区山吹町346番　シマダビル６Ｆ
破産者　株式会社トリップデポ
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８５号
埼玉県桶川市朝日２丁目12―15、開始決定時の住所埼玉県桶川市朝日３丁目３－２
破産者　鈴木　純一
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４８号
東京都立川市高松町３丁目29番８号トップ立川第２マンション205号
破産者　吉行　浩二
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１３号
東京都町田市上小山田町1622番地
破産者　田中　光直
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７２号
東京都あきる野市二宮1089番地13コーポＴＣ201号
破産者　久保島義之
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０６４号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目８番21号
破産者　株式会社ユニテック
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
熊本県天草市牛深町1641番地４
破産者　窪田　健次
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部